

7月1日から、し尿汲取り料金が変わります

当地域のし尿処理事業は、大洲市、内子町、伊予市および砥部町の4市町で運営される大洲・喜多衛生事務組合（清流園）の指定する許可業者により行われています。

そのし尿汲取り料金につきましては、平成6年7月の改定以来据え置きとなっておりますが、その間の収集運搬経費の増大などにより、やむを得ず改定をすることになりました。

改定後のし尿汲取り料金は、次のとおりです。

○ し尿および浄化槽に係る汚泥の収集、運搬および処分についての手数料（消費税込み）

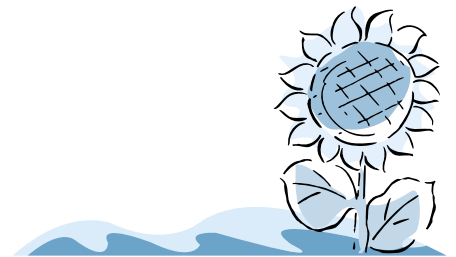
区 域	単 位	現行手数料 (平成20年6月30日まで)	変 更	手 数 料	料 金 額
平成17年1月10日 における区域			変更	平成20年7月1日から 平成21年3月31日まで 徴収すべき手数料	平成21年4月1日から 徴収すべき手数料
大洲市および長浜町の区域	18リットル	106.05円		120円	137円
肱川町の区域	"	120.75円		137円	156円
河辺村の区域	"	126円		143円	163円

備考 18リットル未満の端数を生じたときは、これを18リットルとして計算しています。
請求金額の10円未満の端数は切り捨てることとしています。

※ なお、合併浄化槽に台所の油などは流さないようにしましょう。
浄化槽の処理能力が低下してしまいます。

問い合わせ先

大洲市米津乙1番地の2
大洲・喜多衛生事務組合 清流園
☎26-0200



木造住宅の耐震診断

地震の被害で最も危険なのは、建物の倒壊です。逃げ遅れた人が巻き込まれてしまうケースも多く、中国・四川大地震では、死傷者のほとんどが建物倒壊によるものでした。

「大洲市木造住宅耐震事業補助制度」の概要

建築物の地震に対する安全確保について市民の皆さんが自らの財産を災害から守るための促進を目的とし、一定の要件を満たす木造住宅について、木造住宅耐震診断事務所（愛媛県木造住宅耐震診断事務所の登録を受けた建築事務所）が、実施する耐震診断に要する費用の一部を補助する制度です。

なお、耐震診断に先立って、市への補助金交付申請が必要となりますので、ご注意ください。

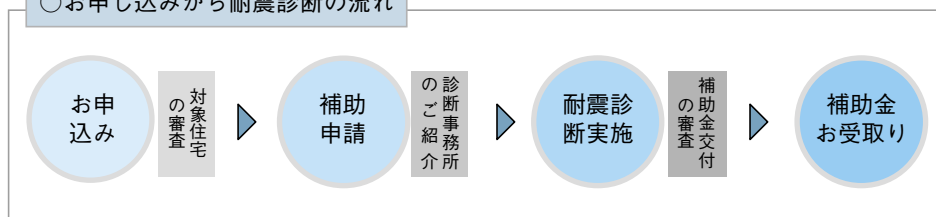
○対象となる木造住宅

- (1) 昭和56年5月31日以前に着工された1戸建の木造住宅であるもの。
- (2) 構造が、次に掲げる工法以外の木造であること。
 - ① 伝統構法 ② 枠組み壁工法 ③ 丸太組工法 ④ 認定工法
- (3) 地上階数が2以下で、延べ面積が500平方メートル以下のもの。

○補助金の額

トル以下のもの。
耐震診断に要する費用の3分の2以内の額とし、2万円を限度額とします。

○お申し込みから耐震診断の流れ



● …お申込者

■ …市

○受付期間等

期間…平成20年9月頃、
申込戸数…10戸（予定）

【問い合わせ先】

市役所建築住宅課建築係
☎24-2111

電子申請

インターネットでできる申請
手続きがさらに増加しました!

愛媛県および県内市町では、いつでもどこでもインターネットを使って簡単に申請・届出ができる共同電子申請システム「えひめ電子自治体共同運営サービス」を運用しています。今年、インターネットで申請のできる手続きもさらに増加し、県では約240種類、市町では約50種類の申請・届出が可能です。ぜひご利用ください。

ホームページアドレス

【えひめ電子自治体共同運営サービス】

<http://www.e-hime.lg.jp/navigate/mu/>

※検索サイトにて「えひめ電子自治体」で検索してください。

【問合わせ先】

愛媛県電子自治体推進協議会事務局（愛媛県企画情報部管理局情報政策課内）

☎089(912)2228

または市役所電算課
☎2111



「分譲宅地等の斡旋に関する協定書」調印式

4月30日(水)、大洲市土地開発公社・大洲住宅協会 大森隆雄理事長(大洲市長)は、愛媛県宅地建物取引業協会 武井健治会長と「分譲宅地等の斡旋に関する協定書」を結びました。

調印式の中で、大森理事長は「大洲市が真の南予の玄関となれるよう、中身の整備にも力を入れていきたい。今日の調印式によって、新しい一歩を踏み出すことができます」と語り、また、武井会長は「私たちは不動産業のプロとして、それぞれの街に貢献していきたい」とあいさつされました。

これにより大洲市土地開発公社などが販売を行なっている分譲団地を愛媛宅地建物取引業協会の会員である不動産業者が取り扱えるようになり、土地購入者の発掘を行うことにより、早期分譲が期待できるようになります。対象となるのは、東若宮団地(大洲市



▲協定書に署名した大森理事長(市長)と武井会長(右)

東若宮)、富士ニュータウン(大洲市菅田町菅田)、予子林団地(大洲市肱川町予子林)などです。

日独青少年指導者セミナー
参加者が市長を表敬訪問

5月22日(木)、平成20年度日独青少年指導者セミナーの参加者9人が大森市長を表敬訪問しました。一行は、14日間日本に滞在し、そのうち5月22日(木)から26日(月)までの5日間は、本市で研修を受けました。

このセミナーは、日独交流事業の一つで、昭和47年から実施されており、日本の青少年教育の現状を把握するとともに、日独教育の比較を行うなどとして、青少年教育指導者の資質・能力の向上を図ることを目的としています。研修には、本市でのホームステイも含まれており、市長は「市民と接して生の声を聞き、有意義な交流をしてください」と話し、団長のベルリン日独センター青少年交流部長の三浦なつかさんは、「大洲市は緑豊かな所で、『これぞ日本だ』と参加者同士で話していました。みなさんの温かい歓迎がとても嬉しいです」とあいさつされました。

この後、参加者らは早速国立大洲青少年交流の家に移動し、大洲での研修プログラムについて説明を受けました。



▲表敬訪問したドイツからのセミナー参加者

国土調査を実施します

今年度の調査区域は、大字新谷の一部・大字新谷町の全部・大字仁久の一部です。

● 国土調査（地籍調査）について

国土調査（地籍調査）は、一筆ごとの土地について、その所有者、地番、地目および境界に関する調査確認を行い、境界に関する測量、面積測定後、その成果として、地図（地籍図）と簿冊（地籍簿）を作成する調査です。

● 地籍調査の必要性

人に「戸籍」があるように、土地には「地籍」があります。「地籍」とは一筆ごとの土地に関する記録のことで、登記所の土地登記簿に所有者、地番、地目、地積などが記録されていて、その地図（公図）が備え付けられています。

現在、登記所に備え付けられている公図の多くは、明治時代の地租改正

によって作られたものをもとにし、当時の測量に対する考え方や技術の幼稚さなどから、土地の実態を正確に把握することができにくくなっています。

● 調査の流れ・方法

① 地元説明会

調査に先立って、地元説明会を開催しながら関係地権者のご協力を求め、地籍調査を始める体制を作ります。該当される方には案内を送付しますので、ご参加とご協力をお願いいたします。

② 境界杭打ち

土地の境界に杭を打っていただきます。必ず隣接地権者同士の立会・同意のもとに杭を設置してください。

③ 一筆地調査（現地調査）

一筆ごとの土地について、土地所有者などの立会により所有者、地番、地目、境界の確認を行います。

④ 地籍細部測量

段階を踏んで、一筆ご

とに正確な測量を行います。

⑤ 成果の閲覧

一筆地調査と地籍細部測量により作成した「地籍簿」と「地籍図」の案を土地所有者などに確認していただき、誤りを訂正する機会を設けます。

⑥ 登記所への送付

「地籍簿」と「地籍図」の写しが登記所に送られます。登記所では土地登記簿が書き改められ、地籍図が備え付けられます。

● 成果の活用

調査結果は、まちづくり、公共事業、税務、災害復旧など、土地に関する様々な分野で活用されます。

【問い合わせ先】

市役所土地改良課国土調査係

☎2421111（内線2229）

長浜支所建設農林課国土調査係

☎5211111（内線45）

災害に備えよう

自主防災組織リーダー研修に大洲市から28人参加

愛媛県自主防災組織リーダー育成研修会（県主催）が6月3日、4日の両日、南予地方局八幡浜支局で開かれました。参加したのは、大洲、八幡浜、西予、内子、伊方の5市町の自主防災組織の93人で、2日間の研修を終えた全員に修了証が交付されました。



▲災害時に何が必要かを判断（図上訓練）

好評だった実技講習

研修は、リーダーの役割（愛媛大学）、気象情報の収集・活用（松山地方気象台）、自主防災組織活動（県危機管理課）、自衛隊の災害派遣活動（陸上自衛隊第14特科隊）など多彩な内容でした。特に、災害時要援護者の支援（日本赤十字社愛媛県支部）、心肺蘇



▲手ぬぐいを使った応急処置（指導：日本赤十字社愛媛県支部）

大洲市からの参加者の声

▼たいへん充実した研修会だった。▼リーダーとしての意識について考えることができた。地元でも、このような勉強会をしたい。▼災害はいつどのようになるかわからない。今回の研修を今後に役立てたい。▼（参加者と情報交換する中で、具体的に活動している地域があることがわかった。私たちも努力しないとけないと思った。）

【問い合わせ先】

市役所危機管理課
☎2421111（内線352）

生法・AED講習（八幡浜地区消防本部）、地震や浸水害を想定した図上訓練では、大

市有地売却のお知らせ

市有地売却のお知らせ

【入札による売却】

○入札申込書受付

平成20年7月1日(火)～平成20年7月25日(金)
午前8時30分～午後5時30分

入札申込書を提出してください。受付は、市役所総務課（3階）において、土・日曜日及び祝日を除く上記の期間において行います。なお、地方自治法などの規定により入札に参加できない場合があります。

○現地説明会

平成20年7月11日(金) ※時間は下表のとおり
入札物件に関する説明を行います。
ぜひご来場ください。

○入札の日時及び場所

平成20年7月30日(水) 午前10時～
市役所3階会議室

○入札方法

上記日時・場所において入札を行います。入札後、その場で開札し、最低売却価格以上で最高価格の方を落札者とします。

○売買契約の締結 平成20年8月6日(水)

○売買代金の納入 平成20年9月5日(金)

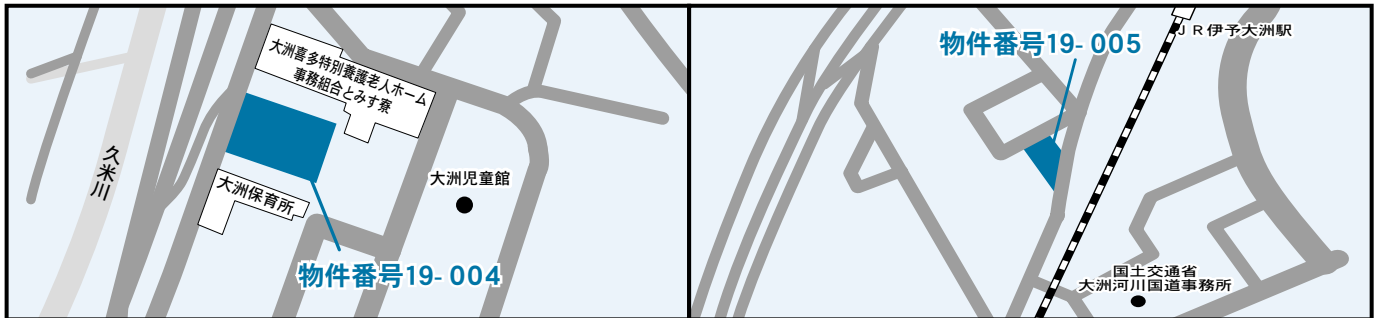
ただし、売買契約締結時に、売買代金の10%を納入していただきます。

○入札物件

物件番号	所在・地番	地目	面積	用途地域	最低売却価格	現地説明会
19-004	大洲字鉄炮町810番8	宅地	842.94㎡ (254.98坪)	第一種住居地域 建：60% 容：200%	37,850,000円	9：00～11：00
19-005	中村1050番4ほか	宅地	332.08㎡ (100.45坪)	第一種住居地域 建：60% 容：200%	21,520,000円	14：00～16：00

(注) 用途地域欄の「建」は建ぺい率、「容」は容積率です。

○位置図



【随意契約による売却】

○随意契約物件

物件番号	所在・地番	地目	面積	用途地域	売却価格
19-001	若宮字ホンセイジタニ487番14	宅地	193.91㎡ (58.65坪)	第一種低層住居専用地域 建：50% 容：80%	11,900,000円

○売払い申請書受付

随時受付を行います。
まず、電話にて申し込みしてください。

○売買契約の締結及び売買代金の納入

売買契約を締結し、契約締結後30日以内に
売買代金を納入していただきます。



【問い合わせ先】 市役所総務課管財係 ☎24-2111 (内線328・329)